

(書式 3 - 1 - 1 0)

遺産分割について第三者に委託する目的の信託契約書

信託契約書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間に次のとおり、遺産分割について第三者に委託する目的の信託契約を締結する。

(信託財産)

第 1 条 甲は乙に対し、甲の権利に属する別紙財産目録記載の金銭・有価証券・不動産を乙に信託し乙はこれを引き受ける。

(目的)

第 2 条 本信託は甲が意思能力喪失後の甲及び甲の配偶者の扶養、さらには甲の死後の甲の配偶者の扶養を乙に託するとともに、甲の配偶者の死亡後の財産の最終帰属については、推定相続人である三人の子どもに如何に分割帰属させるかを乙に裁量委託するものである。

(信託期間)

第 3 条 信託期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から甲の配偶者の死亡の日から 6 月後までとする。

(受益者)

第 4 条 本信託の受益者は、甲本人及び甲の配偶者であり、甲の配偶者死亡後は甲の三人の子どもである。

(受益者への給付)

第 5 条 乙は、信託財産の収益金から信託報酬その他の費用を控除した残余金を金銭により受益者に交付するものとする。

また乙は、受益者の生活または療養の需要に応じるため、実際の必要に応じて定期的に信託財産の一部を金銭により受益者に交付するものとする。支

払いの金額、時期および方法については、甲の指図に従い行うものとする。

(信託財産の管理運用)

第6条 乙は甲が意思能力を喪失するまでは甲の指図により、甲が意思能力を喪失した後は甲の指図の無い部分は乙の裁量により信託財産の管理運用をなす。

(意思能力喪失の判定)

第7条 乙は、甲の担当医の発行にかかる診断書など説得力のある証拠により、甲が意思能力を喪失したと判定することができる。

(信託財産の最終帰属)

第8条 乙は信託終了日に、三人の子どもの生活状況、甲の配偶者に対する介護の度合い等諸般の事情を総合判断して、裁量により、信託財産の最終帰属を決定する。但し個々の遺留分を侵害してはならない。

(受益権の譲渡等の禁止)

第9条 本契約の受益権はいかなる場合にもこれを譲渡しまたは担保に供することができない。

以上のとおり契約が成立したので、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

甲

住所

乙

代表取締役



信託財産目録

1 金銭 金〇〇〇円

2 預貯金

(1) 〇〇銀行〇〇支店

〇〇〇〇名義

口座番号 〇〇〇〇

〇〇預金 〇〇〇〇円

(2) 〇〇銀行〇〇支店

〇〇〇〇名義

口座番号 〇〇〇〇

〇〇預金 〇〇〇〇円

3 有価証券

(1) 銘柄

種類

株数

額面金額

(2) 銘柄

種類

株数

額面金額

4 不動産

(1) 土地

所在

地番

地目

地積

平方メートル

(2) 建物

所在

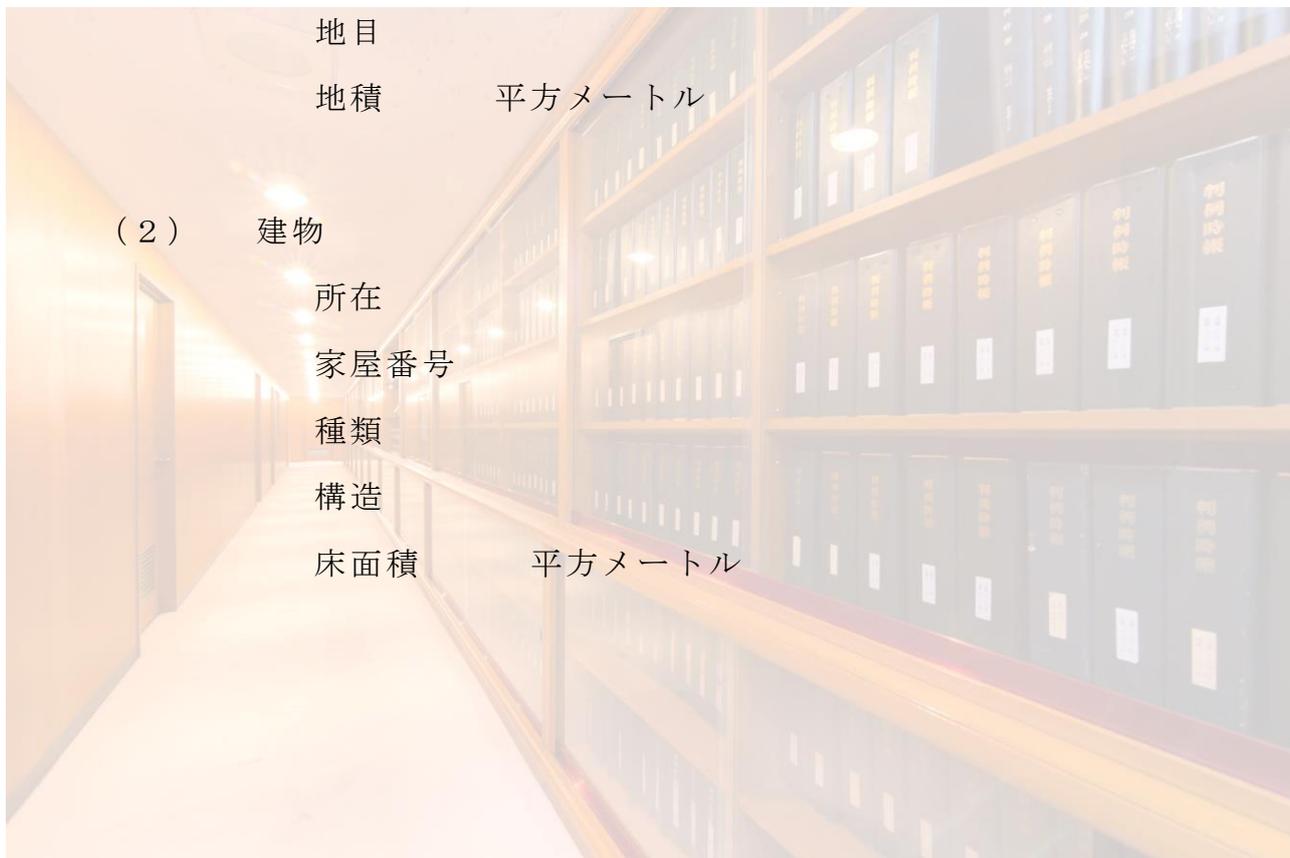
家屋番号

種類

構造

床面積

平方メートル



解説

信託契約は財産の管理・保全・利殖・遺言代用・扶養など多種多様な目的のために設定される。本契約は財産承継目的であり、遺言に代わるものでもある。

本書は、甲の妻死亡後に残余財産を子どもに帰属させることについてその配分につき大幅に受託者の裁量を認め、実質的に遺産分割を委ねたものである。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所